

# 含有化学物質管理ガイドライン

## 第8版

オプテックス株式会社  
オプテックス・エムエフジー株式会社

## 改定履歴

No.	日付	改定理由	主な改定内容
1	2011.07.01	新規作成	—
2	2012.03.01	①特定有害物質 (RoHS 6 物質)における部位調査の実施 ②使用制限物質の閾値変更 ③第 6 次広報の20物質追加 ④調査書 Ver 変更	①特定有害物質 (RoHS 6 物質)含有調査書(様式3)の追加とそれに伴う本文の変更 ②使用制限物質の閾値変更(様式 1/別表1) • ニッケル:意図的添加→監視のみ • ジブチルスズ化合物 (DBT):意図的添加かつ 1000ppm→1000ppm • ジオクチルスズ化合物 (DOT):意図的添加かつ 1000ppm→1000ppm ③第 6 次広報の20物質追加(様式 2/別表 2) ④調査書 Ver 変更:Ver.8.11→ver.9.0
3	2013.11.25	定期見直し	① 関連法規変更:2002/95/EC→2011/65/EC ② 基本調査回答様式を AIS 様式に変更 ③ 第 7,8 次広報の物質追加 ④ 以上の内容を踏まえた独自調査書様式の変更 Ver 変更:Ver.9.0→ver.10.0
4	2017.1.27	定期見直し	全面見直し •AIS 様式に統一(独自様式の廃止) •RoHS 指令 6→10 物質変更
5	2018.10.25	定期見直し	•適用範囲を FA,MFG まで拡大 •回答様式を chemSHERPA or AIS
6	2019.11.28	定期見直し	•回答様式を chemSHERPA-AI 様式に統一(AIS 様式の廃止) •調査頻度に部品の最終購買時を追加 •URL のリンク切れを修正 •管理物質を REACH 規則と Proposition 65 に区分して別表 2、3を作成
7	2024.9.26	定期見直し	•関連情報更新
8	2025 年 12 月	定期見直し	•禁止物質と管理物質の定義を変更 •オプテックス株式会社とオプテックス・エムエフジー株式会社のガイドラインとした。 •環境要求追加

## 目 次

1. 運用目的
2. 適用範囲
3. 調査対象
4. 環境要求

添付書類

別紙1 禁止物質リスト

## 1. 運用目的

本ガイドラインはオプテックス株式会社、及びオプテックス・エムエフジー株式会社(以下、当社)の製品に使用する部品、部材等に含有される環境負荷物質について使用実態を明確にし、当社および部品、部材等のお取引様への周知徹底と、製品の環境品質の維持、向上を目的とします。

## 2. 適用範囲

本ガイドラインは、当社及び関連会社が調達する部品、材料及び製品に適用します。具体的な適用範囲は以下のとおり。

### 1) 部品、材料への適用範囲

- 梱包/包装材料なども含み、当社製品を生産するに必要な部品、材料

※ただし、部品の納入者が輸送又は保護に用いる包装材(輸送箱、内箱、化粧箱、ケース、ポリ袋など)は原則として対象外

### 2) 製品への適用範囲

- 当社が設計・製造し、販売する製品
- 当社が第三者に設計・製造を委託し、販売する製品
- 当社が第三者が設計した製品を購入し、販売する製品

## 3. 調査対象

調査対象は、禁止物質と管理物質となります。

但し、禁止物質と管理物質の双方に該当している物質がある場合、その物質は禁止物質とします。

## 1) 禁止物質

「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」に記載のある次表の物質及び当社が別途指定する物質。当社指定禁止物質及びそれぞれの閾値については別紙 1 禁止物質リストをご参照ください。

管理対象基準 ID	対象とする法規制
LR01	(日本) 化審法 第一種特定化学物質
LR02	(米国) 有害物質規制法(TSCA) 使用禁止又は制限物質(第 6 条)
LR04	(EU) RoHS 指令 Annex II
LR05	(EU) POPs 規則 Annex I
LR06	(EU) REACH 規則 Annex XIV(認可対象物質) ※Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質)は除く
LR07	(EU) REACH 規則 Annex XVII(制限対象物質)

それぞれの法規制の詳細等は、アーティクルマネジメント推進協議会(CMPコンソーシアム)発行の最新「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」と「chemSHERPA 管理対象物質説明書」をご参照ください。

### 【ご参考】

[データ作成支援 \(ツール等\) | CMP - Chemical and Circular Management Platform](#)

#### LR01:(日本) 化審法 第一種特定化学物質

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(通称「化審法」)の第一種特定化学物質に指定された物質で、chemSHERPA-AI(作成支援)ツールの成分情報画面、CSCL(該当)列においてフラグの立つ物質。

#### LR02:(米国) 有害物質規制法(TSCA) 使用禁止または制限物質(第 6 条)

米国の有害物質規制法(Toxic Substances Control Act : TSCA)で指定された物質で、chemSHERPA-AI(作成支援)ツールの成分情報画面、TSCA(該当)列においてフラグの立つ物質。

#### LR04:(EU) RoHS 指令 Annex II

欧州の電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS 指令)の Annex II で指定されている物質(群)で、chemSHERPA-AI(作成支援)ツールの成分情報画面、EU-RoHS(該当)列においてフラグの立つ物質。

#### LR05:(EU) POPs 規則 Annex I

残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants; POPs)に関するストックホルム条約の EU における担保法である POPs 規則の ANNEX I に収載されている物質で、chemSHERPA-AI(作成支援)ツールの成分情報画面、POPs(該当)列においてフラグの立つ物質。

#### LR06:(EU) REACH 規則 Annex XIV(認可対象物質)

欧州における化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則(REACH; Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)の Annex XIV の認可対象物質リスト(Authorisation List)に収載されている物質で、chemSHERPA-AI(作成支援)ツールの成分情報画面、SVHC(該当)列において「A」と表示されている物質。

#### LR07:(EU) REACH 規則 Annex XVII(制限対象物質)

欧洲における化粧品の登録・評価・認可および制限に関する規則 (REACH; Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) の Annex XVII(ある種の危険な物質、混合物及びアーティカルの製造、上市場及び使用に関する制限)に収載されている物質で、chemSHERPA-AI(作成支援)ツールの成分情報画面、REACH Annex XVII(該当)列においてフラグの立つ物質。

※但し、フラグが立っていても制限用途により当社が規定する禁止物質に該当しない場合があります。詳しくは別紙 1 禁止物質リストをご参照ください。

#### 2) 管理物質(REACH 規則 SVHC)

「chemSHERPA 管理対象物質参考リスト」に記載のある以下の物質

管理対象物質	対象とする法規制
LR06	(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation(認可対象候補物質)

それぞれの具体的な物質については、アーティカルマネジメント推進協議会(CMPコンソーシアム)発行の最新の「chemSHERPA 管理対象物質参考リスト」及び「chemSHERPA 管理対象物質説明書」をご参照ください。

### 4. 環境要求

当社では、お取引先様に事業活動における環境配慮と納入部材の環境負荷物質の含有が法規制を満足し、確実に管理されることを要求致します。

#### 4.1. 事業活動における環境配慮

事業活動を行う際に環境負荷低減に配慮する下記何れかの方法により環境マネジメントシステム(EMS)を構築してください。

- ・ ISO 14001 に基づき第三者より認証されていること。
- ・ EU 環境管理監査制度(EMAS)に登録していること。
- ・ その他、ISO 14001 相当の「環境管理認証制度」を取得していること。  
例：エコアクション 21、KES、エコステージ 等
- ・ 自社独自の環境マネジメントシステムを構築していること。

## 4.2. 納入部材(仕入先様の製品)の含有化学物質管理(CMS 構築)

### 4.2.1. 製品含有化学物質管理体制の構築

以下が実践できるよう製品含有化学物質管理体制を構築すること。

- 1) 禁止物質の非含有管理
- 2) 管理物質の含有管理
- 3) 上記の 1)項で定める物質/用途が意図しない混入を防ぐための適切な工程管理、仕入先管理(製造に用いる設備・治工具・包装資材などを介して、移行汚染のリスクのある場合はその管理を含む)

#### 【ご参考】

管理体制としては以下をご参考ください。

- ・「製品含有化学物質管理ガイドライン」

「製品含有化学物質管理ガイドライン」は、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://cmp-consortium.com/docs/guidelines>

- ・ JIS Z7201 製品含有化学物質管理－原則及び指針

### 4.2.2. 現地確認への協力

4.2.1 項の管理体制を確認するために、仕入先様に対して当社監査員による現地確認を実施することがあります。その際はご協力をお願いいたします。

## 4.3. 含有化学物質情報の提供

### 4.3.1. 情報提供指定様式

調査回答様式につきましては、アーティクルマネジメント推進協議会(CMP コンソーシアム)発行「chemSHERPA 製品含有化学物質情報利用ルール」に基づき chemSHERPA-AI 様式(拡張子が.shai)で作成いただき、ご提出願います。

#### 4.3.2. chemSHERPA-AI バージョン

当社からの調査依頼時の最新バージョンと、遡ること 2 バージョン前までを原則とします。但し、バグ修正等でリリースされるマイナーバージョンはカウントしません。

上記バージョンでの提出が遅れる場合は、ご提出可能な旧バージョンで一旦ご提出をいただき、後日上記バージョン範囲でのご提出をお願いします。

※可能な限り最新バージョンでのご報告をお願いします。

#### 4.3.3. 報告情報の種類

成分情報は必須といたします。

違法判断情報は 任意といたしますが、川下企業からの要求で入力をお願いする場合は対応をお願いします。

SCIP 情報は必須といたします。但し、REACH 規則 SVHC を 0.1 重量(wt)% (1,000ppm)を超える濃度で含有する場合とします。

#### 【ご参考】

chemSHERPA-AI データ作成支援ツール

<https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool>

#### 4.3.4. 含有化学物質情報の提供頻度

以下の調査頻度により、情報の提供をお願いいたします。

- ・ 新規部材のお取引開始の場合
- ・ 使用材料の変更などにより含有する物質に変更が生じる場合や新たな含有が判明した場合(都度、速やかにご報告下さい。)
- ・ 部材の管理コード、型式が変更となる場合
- ・ 当社が必要とする場合(弊社顧客からの要求や国内外の法律改正時など)
- ・ 部品の最終購買時(但し、chemSHERPA-AI 様式での最新バージョンでご回答済みの場合は除く。)